

# 特集 障害者自立支援法・発達障害者支援法

## 応援します。障害のある方の自立と社会参加

### 障害者自立支援法

現在、障害のある方は、身体的・精神的各障害に区分され、障害の種類や年齢により利用できる福祉サービスや医療の内容が決められています。障害者自立支援法の施行により、どの障害の方も共通の障害福祉サービスや医療（自立支援医療）を利用できるようになります。

この障害福祉サービスや自立支援医療を利用するためには、市や北海道に申請をし、認定を受けることが必要です。障害福祉サービスの場合、支給決定の手続きや基準を明確にした全国共通調査と市の障害認定審査会により障害程度区分を認定します。また、4月からサービスや医療にかかる費用の原則1割を負担いただくこととなります（所得に応じて、負担額の上限が決まっています）。

※自立支援医療については、4ページをご覧ください。

### 障害者自立支援法によるサービスの仕組み

#### 障害福祉サービス

##### 介護給付

障害の程度が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行います。

- 療養介護
- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 生活介護
- 児童デイサービス
- 短期入所（ショートステイ）
- 重度障害者等包括支援
- 共同生活介護（ケアホーム）
- 施設入所支援

##### 訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）

#### 自立支援医療

障害の種類や年齢により決められていた医療費の仕組みを一本化します。

#### 補装具費の支給

車いすや補聴器など、補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担、9割を国・北海道・市が負担します。  
※所得に応じて自己負担の上限額を設けています。

#### 地域生活支援事業

市が障害のある方を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。

- 相談支援事業
- コミュニケーション支援（手話通訳など）
- 日常生活用具の給付
- 移動支援事業 など

障害のある方

**2 申請・調査**



サービスが必要な方は、市に支給を申請します。続いて、現在の生活や障害の状況についての調査が行われます。

**1 相談**



市または北海道指定の相談支援業者に相談します。

### 障害福祉サービス 利用の流れ

皆さんに必要なサービスを提供できるように、市や事業者がお手伝いします。

障害のある方がその能力や適性に応じ、自立した生活を送ることができるよう、これまで障害の種類ごとに異なる制度により提供されてきた福祉や医療などのサービスを、共通の制度のもとで一元的に提供するため、『障害者自立支援法』が4月から施行されます。今月号では、障害のある方の自立と社会参加を応援する『障害者自立支援法』と平成17年4月に施行された『発達障害者支援法』についてお知らせします。